



長雨の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

**上半期源泉税の納付、社会保険算定基礎届、労働保険申告(7月10日)**が迫りましたのでご準備願います。

## 重要情報

### 1. 定額減税年調一括対応は労基法上問題に

月次減税を省略し年末調整で一括対応することは労働基準法に抵触する恐れがある旨、衆院財務金融委員会で指摘されました。税法上の罰則はありませんが、労基法には罰金が規定されています。

### 2. タワマン評価通達のQ&Aが公表

R6.1月以降の相続贈与で取得した3階建以上の分譲マンション室は、市場価格との乖離を調整した評価が必要で、同族会社が所有する場合の純資産価額の計算も同様です。マンション一棟や、共同住宅として登記されるものは調整計算の対象外です。

### 3. 大阪・関西万博入場券や参加費用は損金算入可

万博は国家プロジェクトという性質から、通常の慰安観劇とは異なり損金性が広く認められています。入場券を取引先に配布する場合は販促費です。従業員やその家族を招待する場合は入場券のほか交通宿泊費も福利厚生費となります。

## 元バックパッカー赤羽の旅噺(バカ)



2022年五島列島絶景その④  
若松島「キリシタン洞窟」(上)  
弾圧から逃れた信徒が、船でしか行けない洞窟に身を隠していた場所。苦難に耐え侵攻を守り抜いた先人をしのぶキリスト像が1967年に建立される。

若松島「ハリメンド」(下)  
地元のことばで針の穴。聖母が赤子を抱いている姿に見えるとして評判。

## 7月のイベント

- ・源泉所得税(納特)上半期
- ・社保算定基礎届/劳保年度更新申告
- ・個人所得税第1期予定納付
- ・固定資産税等第2期納付

## 税金マメ知識

インボイス制度、1万円ルールで大幅緩和？  
2期前の年商が1億円以下の零細事業者は、1回の支払金額が1万円未満の経費について、インボイス保存が省略できることになりました(1万円ルール)。このルールは、支払先がインボイス登録をしているか否かに関わらず適用されるため、相手が免税事業者であっても、満額消費税が控除できます。ただし、これは消費税に限ったお話。法人税や所得税の決算では、資料保存がない経費は認められない可能性がありますので、金額に関わらず取引にかかわる資料はしっかり保存する必要があります。また、1万円ルールがあるからといって、どんな経費でも消費税が控除できるわけではありません。これまで通り、慶弔禍福で渡す現金や、会費、給料、保険料、税金など、そもそも消費税の対象とならないものについては、1万円以下であっても消費税の控除対象にはなりません。  
2期前の年商が1億円を超える事業者や、1万円以上の経費については、支払先がインボイス登録していなくても、経過措置により消費税の一部が控除できます。ただし、インボイス番号の記載がないだけで、これまでどおり税率税額など必要事項の記載がある資料を保存することが条件です。

## 晩酌のじかん

わたしは料理も好きです。包丁握って30余年。週末はキッチンにこもってつまみの料理を作りながら飲んでくれています。最近妻が飲んだくれの町「野毛」を中心に活躍する料理研究家「酒徒」氏のレシピ本を買ってきました。このラインナップ、どう考えても酒のアテだろうなあ、と、まんまと乗せられて、せっせと料理に励む、アル中おやじクッキングです。



## ☆事務所からの連絡☆

### ★【期限迫る】源泉事務のご依頼について

上半期の集計を行いますので、1~6月中支払分の給料・士業報酬等は**6月中**に事務所へご報告ください。

## 赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区  
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階  
☎:045-594-6541/凸:045-594-6540  
Mailto:tax.akahane@ksk.red